

○財務省告示第百五十六号

- 歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号）第二十八条の三第四項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が指定する歳入金を次のように指定し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月三十一日

財務大臣 塩川正十郎

厚生保険特別会計（児童手当勘定を除く。）、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に係る歳入金のうち次に掲げる歳入金以外の歳入金

一 歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号）第二十一条の六第一項第三号から第六号まで並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる歳入金

二 納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十六条の承認を受けて納期限までに納付する保険料

三 納付義務者が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十三条の二の承認を受けて納期限までに納付する保険料

四 納付義務者が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項の規定により厚生年金保険法第八十三条の二の承認を受けて納期限までに納付する拠出金

五 納付義務者が船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十一条の二の承認を受けて納期限までに納付する保険料

六 被保険者が国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十二条の二の承認を受けて納期限までに納付する保険料、同法第九十二条の三第一項の規定に基づき被保険者の委託を受けて保険料の納付を行う者が納付する保険料及び同法附則第九条の三の四の規定に基づき市町村が納付する保険料